

幹部候補育成課程の運用の状況に関する公表について（令和 6 年度）

1 公表の趣旨

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 61 条の 9 第 1 項に規定する幹部候補育成課程（以下「課程」という。）は、平成 26 年に施行し、各府省等において運用しているところである。

課程の運用状況については、法第 61 条の 10 第 1 項及び幹部職員の任用等に関する政令（平成 26 年政令第 191 号。以下「政令」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき毎年度、各大臣等からの報告を受け、幹部候補育成課程の運用の基準（平成 26 年内閣官房告示第 1 号）第 7 に基づき内閣総理大臣が公表するものとされている。今般、令和 5 年度の運用状況を取りまとめたことから、公表を行うものである。

2 令和 5 年度における運用状況

（1）対象府省等

法第 61 条の 9 第 1 項及び政令第 13 条の規定により課程を設けている 20 府省等（それぞれで公表を行う会計検査院及び人事院を除く。）

（2）運用状況

ア 選定の状況（別紙のとおり）

令和 5 年度において、対象府省等全体として新たに 932 名（うち女性 252 名）の課程対象者を選定した。

イ 課程の終了等の状況

令和 5 年度において、対象府省等全体として 352 名（うち女性 36 名）が課程を終了等した。また、228 名（うち女性 76 名）が引き続き課程対象者としないうことと決定された。

ウ 令和 5 年度末日における課程対象者の状況

令和 5 年度末日における課程対象者は、対象府省等全体として 11,625 名（うち女性 2,423 名）である。

エ 研修及び多様な勤務機会の付与状況

令和 5 年度において、1,913 名（うち女性 367 名）が、他府省等、民間企業、国際機関等、地方公共団体、地方支分部局における勤務や海外留学等、多様な勤務を経験する機会等を付与されている。

また、1,103 名（うち女性 237 名）が、内閣人事局による幹部候補育成課程中央研修を、1,024 名（うち女性 185 名）が対象府省等による課程対象者に対する研修をそれぞれ受講している。

以 上

問合せ先
内閣官房内閣人事局
人材育成担当 矢野、鈴木、竹内、上野
電話 03-5253-2111（代表）（内線：35243）

(別紙)

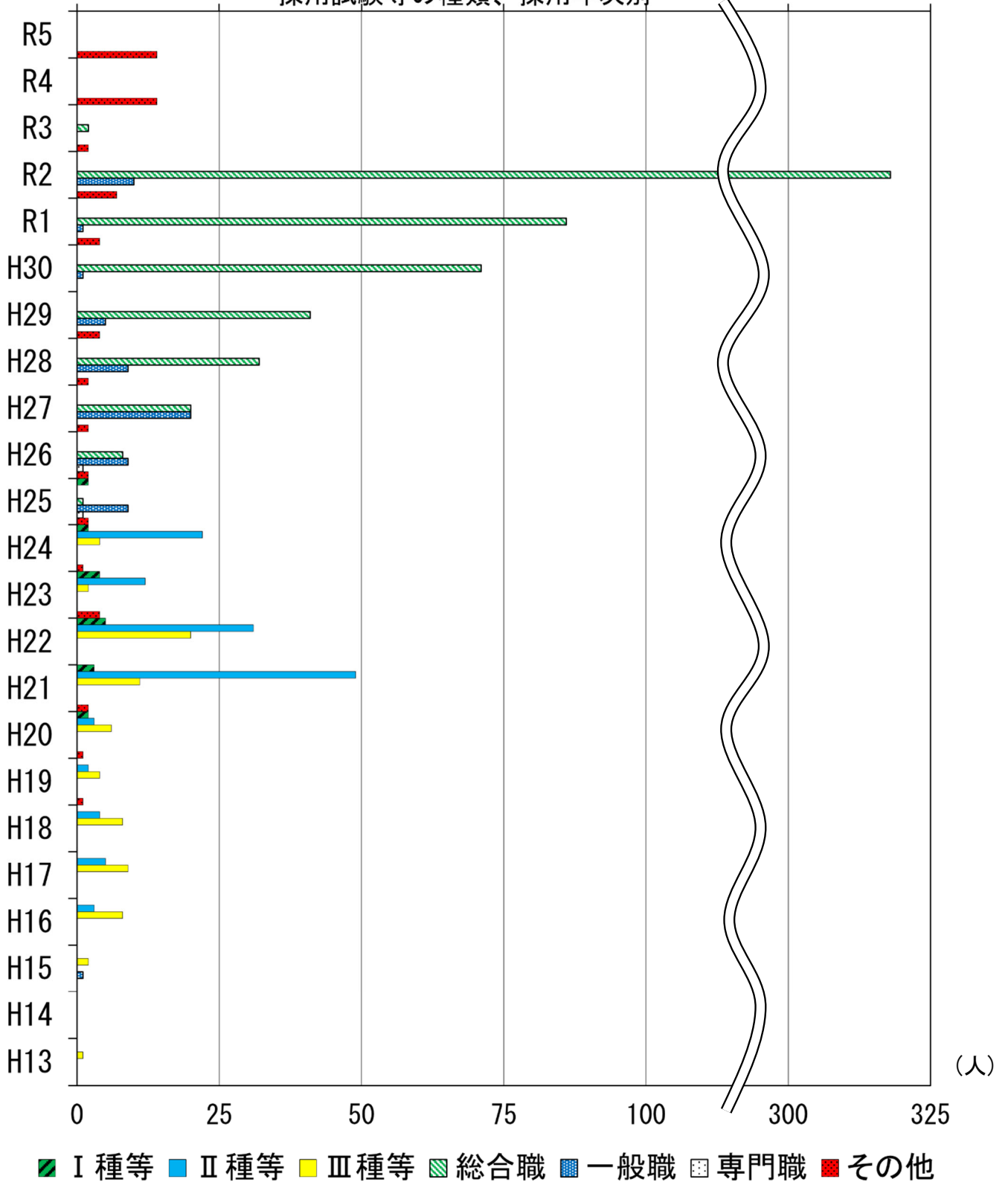
○令和５年度の選定の状況

項目	採用試験等の種類							合計
	I 種等	II 種等	III 種等	総合職	一般職	専門職	その他	
人数(人)	18 (3)	131 (22)	75 (8)	579 (181)	65 (23)	2 (1)	62 (14)	932 (252)
割合(%)	1.9%	14.1%	8.0%	62.1%	7.0%	0.2%	6.7%	100.0%

- (注) ・「I 種等」とは、国家公務員採用 I 種試験その他 I 種試験に準ずる試験をいう。
- ・「II 種等」とは、国家公務員採用 II 種試験その他 II 種試験に準ずる試験をいう。
- ・「III 種等」とは、国家公務員採用 III 種試験その他 III 種試験に準ずる試験をいう。
- ・「総合職」とは、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）その他これらの試験に準ずる試験をいう。
- ・「一般職」とは、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）その他これらの試験に準ずる試験をいう。
- ・「専門職」とは、平成24年度以降に実施した専門職試験をいう。
- ・「その他」とは、選考採用者等をいう。
- ・各「人数」は、男女合計の人数、（ ）内は女性の内数を示す。
- ・割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入したので、合計と一致しないことがある。

図 令和5年度の選定の実施状況
採用試験等の種類、採用年次別

(採用年次)



(参照条文)

○国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（抄）

（運用の管理）

第六十一条の十 各大臣等（会計検査院長及び人事院総裁を除く。次項において同じ。）は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、幹部候補育成課程の運用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

② （略）

○幹部職員の任用等に関する政令（平成 26 年政令第 191 号）（抄）

（運用の状況の報告）

第十四条 法第六十一条の十第一項の規定による定期的な報告は、毎年度、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 前年度における幹部候補育成課程における育成の対象となるべき者の選定の実施状況
- 二 前年度における課程対象者について引き続き課程対象者とするかどうかの判定の実施状況
- 三 前年度の末日において課程対象者としている者の状況
- 四 前年度における法第六十一条の九第二項第三号の研修の実施、同項第四号の研修の受講及び同項第五号の機会の付与の状況
- 五 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項

2 （略）

○幹部候補育成課程の運用の基準（平成 26 年内閣官房告示第 1 号）（抄）

第 7 その他

1 内閣総理大臣に対する報告等

(1) （略）

(2) 各大臣等（会計検査院長及び人事院総裁を除く。）は、法第 61 条の 10 第 1 項及び幹部職員の任用等に関する政令（平成 26 年政令第 191 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、毎年度、内閣総理大臣に対して課程の運用の状況を報告するものとし、内閣総理大臣は、課程の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(3) （略）

2～4 （略）